



# 交運労協ニュース No. 8

港区芝浦3-2-22 田町交通ビル3階

TEL:03-3769-6571 FAX:03-3769-6570

発行日 2025年2月10日

発行人 慶島 譲治

交運労協URL <http://www.itf-jc.jp>

## 政策推進議員懇談会「2025年総会」開催

### 交運労協の当面する諸課題について共有！

2月7日(金)8時より、衆議院第1議員会館において、国会議員28名中21名、交運労協からは、池之谷議長、18名の副議長・幹事・構成組織代表、事務局6名の出席のもと、交運労協政策推進議員懇談会2025年総会を開催した。

冒頭、司会の森屋隆事務局長(参議院議員)より挨拶がなされた後、議員懇を代表して近藤昭一会長(衆議院議員)は、「連日厳しい中で春季生活闘争のたたかいを展開していることに敬意を示したい。毎回申し上げることだが、国や行政は無責任だと思う。規制緩和はある意味で、現場の方々に責任を転嫁するやり方だ。社会をしっかりと回すために規制は必要である。夏には参院選が迫っているが、推薦いただいている仲間の当選の為に力を借りたい」と挨拶した。



池之谷 議長



森屋 事務局長



慶島 事務局長

次に、交運労協を代表して池之谷議長は、「私たちの産業では、安定的な人材の確保が必須であり、そのためには、さらなる人への投資を加速し、日本経済を支える社会的役割に見合った、賃金と労働環境を構築しなければならない。継続的な賃上げを図るため、しっかりと労使で真摯に交渉するが、政策的な施策の拡充を含め、皆様のさらなるご支援をお願いしたい。また、先生方には、ライドシェアが危険であることや、雇用破壊をもたらすことなど、ご承知おき頂いているが、国民・利用者がどのくらい認知をしているのかは未知数だったことから、交運労協は、推進派が論拠とする事象を客観的に否定、あるいは、疑問視ができるデータや利用者の声を集めることを目的に、『タクシーとライドシェアに関する1000名意識調査』を実施した。80%を超える人がライドシェアへの不安を感じているとの回答もあり、広く国民に注意喚起を促すためにも、ご活用いただきたい。国土交通省は、推進派の動きに対抗するため、苦肉の策として、日本版ライドシェアを展開したが、決められた地域・決められた時間帯という縛りの緩和が進んでおり、本来のタクシー事業を圧迫することにつながってしまえば、本末転倒と言わざるを得ない。安易な緩和をせず、厳格な取扱いに軌道修正す

ることをお願いしたい。私たちは政策集団として、政治力の強化に取り組み、昨年の第50回衆議院選挙では、議員懇メンバーすべてが勝利し、政策要求実現へ前進したものと確信している。来る第27回参議院選挙では、さらなる政策要求の実現に向けて、交運労協の推薦するすべての候補者の勝利に向けて、交運労協一丸となって取り組んでまいり所存だ。議員懇の皆様には、交運労協が抱える課題の解決に向けて、一層の連携とご支援をお願いする」と挨拶した。

議事に入り、2025年の役員体制について、山花郁夫衆議院議員(東京23区・立憲民主党)、松田功衆議院議員(比例東海・立憲民主党)、津村啓介衆議院議員(比例中国・立憲民主党)、城井崇衆議院議員(福岡10区・立憲民主党)が新たに加入すること、これまで空席だった事務局次長に松田功衆議院議員が就任することを慶島事務局長より提案し確認された。



新加入議員  
山花 衆議院議員



新加入議員  
松田 衆議院議員



新加入議員  
津村 衆議院議員

続いて、慶島事務局長が報告事項と協議事項の提案を行った。

その後、副議長、構成組織、各議員より発言があり、意見交換を行った。

#### <提案事項>

開会中の第217回通常国会に提出される内閣提出予定法案の内、交通運輸・観光サービス産業関連の法案は以下のとおり。今後、法案の審議にあたっては、議員懇と連携を密にしなが、対応することとしたい。

なお、全日本トラック協会が議員立法での成立をめざすとする「適正競争物流特別措置法(仮称)」等については、動向を注視しつつ、必要に応じ対応していくこととする。

#### (1) 下請代金支払遅延等防止法改正法案【公正取引委員会:3月中旬提出予定】

(想定される内容) ※「企業取引研究会報告書」(2024.12)より抜粋

○発荷主と着荷主との間の製造委託や販売等の契約において、発荷主が物品を指定場所に納品すべきことが取り決められ、これを受けて、発荷主が運送事業者に対し運送業務を委託している。このような構造をとらまえば、発荷主と運送事業者の取引についても、他の下請法の対象取引と同様のものと位置付けられる。また、発荷主と物流事業者との間でもなお長時間の荷待ちや契約のない荷役等の附帯業務の問題が生じているという課題があることを踏まえると、より簡易な手続により、迅速かつ効果的に問題行為の是正を図っていくことが必要である。そのため、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引の類型を新たに下請法の対象取引としていくこととすべきである。

○下請事業者が申告しやすい環境を確保すべく、報復措置の禁止の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加することが必要である。これによって、例えば今回新たに対象とする物流の分野においてはトラック・物流Gメンに情報

提供した者についても保護の対象となる。

○令和6年5月に公布された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」による改正後の貨物自動車運送事業法においては発荷主から運送事業者に運送を委託する場合は相互に、運送事業者間で運送を委託する場合は委託元の運送事業者から委託先の運送事業者に対し、運送の役務の内容及びその対価等について記載した書面を交付する義務が課せられた。書面の具体的な内容は、現在、国土交通省において検討中であるが、当該書面においては運賃以外に附帯業務の内容及びその対価を記載しなければならないこととされている。こうした事業法の枠組みによって国土交通省や荷主の事業所管省庁による業界に対する働きかけ等により、着荷主－発荷主間、発荷主－元請運送事業者間、元請運送事業者－実運送事業者間において、荷待ちや附帯業務が生じた場合の費用の負担等について取り決め、適正な契約が結ばれるよう事業者への働きかけを行っていく必要がある。その上で、当該契約が不公正なものであるときには（無償で荷積みや荷下ろしが強要されたり、指定された時間に運んだのに荷下ろし場所で長時間待たされたりするような行為）、「買ったたき」や「不当な経済上の利益の提供要請」の問題として、独占禁止法や下請法による対応も執り得るのではないかと見られる。

## (2)労働施策総合推進法改正法案【厚生労働省：3月上旬提出予定】

(想定される内容) ※「女性活躍の更なる推進及び職場におけるハラスメント防止対策の強化について(建議)」(2024.12)より抜粋

○カスタマーハラスメントは労働者の就業環境を害するものであり、労働者を保護する必要があることから、カスタマーハラスメント対策について、事業主の雇用管理上の措置義務とすることが適当である。その上で、現行法に規定されている4種類のハラスメントの例に倣い、対象となる行為の具体例やそれに対して事業主が講ずべき雇用管理上の措置の具体的な内容は、指針において明確化することが適当である。

○カスタマーハラスメントの定義については、以下の3つの要素をいずれも満たすものとし、それぞれについて以下に掲げる事項を指針等で示すことが適当である。

- i. 顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行うこと。
- ii. 社会通念上相当な範囲を超えた言動であること。
- iii. 労働者の就業環境が害されること。

○指針等においては、カスタマーハラスメントの行為者が顧客や取引先等の第三者であるということを検討した上で、以下のような事項を示すことが適当である。

- ・ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ・ カスタマーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

## (3)道路法等改正法案【国土交通省：2月上旬提出予定】

- ・ 災害時における道路啓開計画の法定化および直轄代行制度の拡充

## (4)港湾法等改正法案【国土交通省：2月上旬提出予定】

- ・ 災害時に民有港湾施設を港湾管理者が使用することができる協定制度の創設

## (5)船員法等改正法案【国土交通省：3月中旬提出予定】

- ・ 地方公共団体による無料の船員職業紹介事業の創設

## (6)航空法等改正法案【国土交通省：3月中旬提出予定】

- ・ 空港設置者が遵守すべき機能確保基準への滑走路誤進入防止措置に関する事項の追加



新加入議員  
城井 衆議院議員



海江田 衆議院議員



成田副議長(運輸労連)

○城井崇議員

港湾法に関連して、洋上風力発電に関わる基地港湾での一時利用に関する協議会の創設について。協議会を作るうえでメンバー構成をする際、関係企業が入るケースが多い。一方で労働者、この場合は港湾労働者を加えないケースが多くみられる。基地港湾に指定する前から従事している港湾労働者や運輸労働者の方々がいて、今回基地港湾に指定したことで関わる業者との温度差も出てくる可能性もあり、また企業と労働者のそもそも立場が違うケースも多くあるということなので、国土交通省に対して協議会の創設に当たっては関係の労働者も加えていただくようお願いをしている。

その他、審議会や小委員会の場に労働者が加わっていないケースがあると思うので、国土交通省に関して、私含めて関係の委員で声を上げていくようにしていくが、気づいたことがあれば教えてほしい。

○海江田万里議員

下請代金支払遅延等防止法改正法案については、私も経済産業省から説明を受けたところだ。去年の物流2法改正の基礎になる部分で、これがしっかりしたものでないと、去年の法改正は絵に描いた餅になってしまうと経産省にはしっかり話をした。

○成田副議長(運輸労連)

現在、物流業界は価格転嫁について、中小企業庁の調査では転嫁率は最下位の業種となっている。下請関係についてはしっかりと進めていくので先生方のお力をお借りしたい。また、全日本トラック協会が議員立法での成立をめざすとする法律については、規制緩和により物流会社が40,000社から63,000社に増えた一方、物流量が減少という中で過当競争になり、給料が上がらないという状況が続いた、自分たちの業界をしっかりとルールを守って、荷主にしっかり評価してもらおうということだ。

○坂井運輸労連書記次長

緑ナンバーの事業者に対する規制がかなり強化されたことにより、最近いわゆる白トラックに荷主が仕事を依頼するような話も出てきている。昨年12月には豊洲市場において白トラックが摘発されたというニュースもあったが、地下に潜られてしまうとせっかく作った法律も意味をなさなくなってしまう。業界としても取り組みを強化していくが、先生方にもお力添えをいただきたい。

○牧山ひろえ議員

カスタマーハラスメントについて、交通運輸・観光サービス産業における事例について教示いただきたい。

○慶島事務局長

刑法に該当する事例、例えば侮辱罪、名誉毀損、長時間の拘束等、業種によって多々あり航空業界では盗撮などが代表例だ。今回の法改正で事業主の雇用管理上の措置義務となるが、加害者に対しどのように抑止していくかについては不十分だ。刑法で加害者を罰することはできるが、事業者側としてもお客様に対して刑法を適用して厳格に処罰の対象にするかどうかについては、判断が難しいと考えられる。



運輸労連 坂井書記次長



牧山 参議院議員



溝上副議長(全自交労連)

○荻山副議長(JR連合)

鉄道でのカスハラで特徴的なのは、SNS へのアップ。1度アップされると消去できないケースが多く、どこまで制約できるのか非常に難しい。

○櫻田副議長(サービス連合)

現場で働くものは、名札を着けていることから「誰々が」と名指してハラスメントを受けることが多い。それぞれの企業で対策を講じているが、ハラスメントを受けた働くものを会社が守っていく、その体制をしっかりと整えていくということが安心して働ける環境づくりには大変重要だと考える。

○福田副議長(自治労・都市交評)

地下鉄では、特に 12～1月はハラスメントが毎晩のように起こっている。警察を呼ぶに呼べないような状況、つまり悪態をついて居座られる状況が続くと職員のメンタルが傷ついて、離職につながるというケースは多い。

<提案事項>

ライドシェア新法の制定に反対し持続可能な公共交通の確立をめざす取り組みについて

(1)「タクシーとライドシェアに関する 1000 名意識調査」を活用した取り組み

現在、ライドシェア推進派は、「先進国でライドシェアが導入されていないのは日本だけ」等といったデマ情報を喧伝するとともに、その元凶が「既得権益集団」たるタクシー労使と業界利益を庇護する国土交通省であるとする謂れなき攻撃をかけている。したがって、推進派が論拠とする事象を客観的に否定あるいは疑問視することができる数字や利用者の声を集めることで、「対世論戦」を優位に運ぶことが求められている。

交運労協は、そうした問題意識に基づき、昨年 11 月にタクシー利用者を対象とするインターネット調査を実施し、12 月 10 日に記者発表会を行った。同発表会について、当日夜のニュース番組でも取り上げられたことは、あらためてライドシェア問題が社会的な関心事であることを示して

いる。

交運労協は、今回の意識調査を踏まえ、タクシー利用者の生の声を内外に明らかにすることで、公共交通としてのタクシー事業の価値を訴え、「ライドシェア新法」制定反対に向けた世論喚起を図っていくこととする。とりわけ、ライドシェアの法整備議論のあるべき姿として、「安全性や公平性の観点から慎重に検討すべき」との声が最多の6割強を占めたことを踏まえ、「民意」に基づいた議論を求めていく。

## (2)「規制改革推進に関する中間答申」について

政府は、12月25日に第22回規制改革推進会議を開催し、「規制改革推進に関する中間答申」をとりまとめた。注目のライドシェア新法に関しては、「自家用車活用事業等のモニタリング・検証・評価、タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業に係る法制度を含めた事業の在り方の議論」と題する事項において、とりあげられている。その内容は、「全国の移動の不足の解消に向けて、自家用車活用事業等について、モニタリングを進め、検証を行い、各時点での検証結果の評価を行う。並行して、こうした検証の間、タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業について、骨太方針等に基づき、内閣府及び国土交通省の論点整理を踏まえ、法制度を含めて事業の在り方の議論を進める」というもので、あらたに新法議論の期限を設定することもなく、昨年6月に閣議決定された骨太方針の域を出ない表現にとどまっている。

したがって、交運労協としては、引き続き、規制改革推進会議における議論および与党の動向を注視しつつ、署名活動や大衆行動の展開の時期等については、的確な情勢分析に基づき判断していくこととする。

### ○溝上副議長(全自交労連)

現在、タクシー乗務員も増え、タクシーの稼働台数も増えており、タクシー不足は解消されつつある。一方で大阪・関西万博に向けて、日本版ライドシェアを24時間稼働させるということが決まった。大阪府・市だけは何でもできるのかという話であるが、問題なのは、ライドシェアの24時間稼働がまだ決まっていない段階で、万博で働けるライドシェアドライバー募集の大々的なキャンペーンを準備していたということ。また特に地方においてはアプリそのものを活用できない事業者があるため、経費的な面での補助があれば、マッチング率が上がっていることが証明できる。

さらに、公共ライドシェアについて、国交省がタクシー事業者と自治体と結び付けていただき、事例も増えているが、我々の思いとしては、自治体とタクシー事業者が協働して手を結ぶのが本来の姿であると考えているので、先生方たちのお力を貸していただければと思っています。

### ○坂井運輸労連書記次長

ライドシェアに関連して、いま国土交通省がドライバーシェア推進協議会を設置している。要は人流と物流それぞれのドライバーの人手不足を補うために、お互いの空き時間を活用して何かできないか検討していこうというのが趣旨だ。協議会では、日本版ライドシェアを活用した荷物の輸送を実証実験することが決まった。

我々が危惧することは「白ナンバーの車で有償運送をします」、これが拡大解釈されていくのではなかろうか、ということだ。白ナンバーによる貨物輸送は我々からすると容認できず、貨客混載の制度はあるがそれ以上の制度は安全・安心も含め認めることはできない。この協議会の取り組みは今後も注視していくことを申し上げておく。

## <提案事項>

### 2025 春季生活闘争の取り組みについて

#### (1)2025 春季生活闘争の基本的な考え方

交通運輸・観光サービス産業にとって人材の確保・定着・離職防止の取り組みは待ったなしの状況にあり、2025 春季生活闘争において魅力ある賃金をはじめとする訴求力のある労働条件を獲得していかななくてはならない。

2024 春季生活闘争における高水準の賃上げは、求職者から「選択される職業」となるためには賃上げは必須となったことを意味している。逆説的に言えば、「賃上げもできない企業は持続可能ではない」ということであり、賃金が企業を選別する物差しとなっている。企業が求職者に自社の賃金・労働条件をアピールする時代を迎えつつあり、継続した賃上げが必要だ。

資本市場では企業の非財務情報への関心が高まり、従業員の研修や給与などを「経費」ではなく、人的資本を蓄えるための「投資」と見る考え方が広がっている。かつての減量経営時代における「コストカット至上主義」から、従業員の処遇重視の賃金論へとパラダイムシフトしていかななくてはならない。そのことが、コロナ禍にあっても業務の継続を求められた、社会の屋台骨であるキーワーカーに相応しい賃金・労働条件の確立のための一里塚となる。

以上の基本的な考え方を踏まえたうえで、2025 春季生活闘争を、社会に必要不可欠な交通運輸・観光サービス産業の持続的成長を担保しうる人材確保に向けた闘いと位置づけ、「産業の基盤たる人材の確保」、「拡大する産業間格差の是正」、「物価高騰に対する実質賃金の確保」、「賃上げの原資となる価格転嫁の推進」、「産業内の規模間格差の是正」という五つの視点に基づき闘うこととする。

#### (2)賃上げ要求

- ・すべての構成組織は、定期昇給および定期昇給相当分(一人平均基本給の2%)を確保することを前提に取り組みます。
- ・そのうえで、実質賃金の確保と産業間格差の是正を図る観点から、4%を中心とする賃上げ要求を掲げることとします。



福田副議長(私鉄総連)



荻山副議長(JR連合)



織田副議長(交通労連)

#### ○成田副議長(運輸労連)

燃油費について、暫定税率の問題は難しい課題で、我々の業界から見れば当然下がればよいが、地方財政の問題もあるので、なかなか難しい。また我々としても価格転嫁がしっかりできていないところが多い。企業業績も厳しい現実があるが、それでは人が集まらないので、やはり賃金をしっかり上げていくということである。

○福田副議長(私鉄総連)

25 春闘に向けて全国オolgを実施しているが、特に地方からは燃料価格の高騰が事業にとって足かせ・負担になっているとの声が上がっている。

先生方のおかげで、運賃改定についてはだいぶ進んでいるが、燃料価格の高騰によって、全て相殺されてしまっている。賃上げできる環境を作るためにはやっぱりこの部分を改善しなければならないと危機感を持っている。バス・タクシーは運転手不足がかなり深刻であり、賃上げは2年間続いたが、25 春闘で滞ってしまった場合、離職が加速してしまうだろうという懸念を持っている。

25 春闘が持つ意味は非常に大きく、賃上げできる環境としてのバックボーンが欲しいというのが正直なところだ。将来の不透明さが色濃く出てしまうと、いよいよ賃上げは難しいと判断されてしまい、大手より地方がどんどん取り残される形になる。報道されている以上に足元は厳しいというのが我々の実感である。

○荻山副議長(JR連合)

労働力不足について、離職数は継続して高止まりの状態だ。特に土木・電気・施設などの技術者が自治体に流出したり、同業他社に流れてしまう等の消耗戦に陥っている。例えば、技術者の育成・確保に関して国を挙げて何かプラットフォームを作るなど、この消耗戦から脱却するにはどうすべきかを考えることが重要だ。

また、鉄道運賃については、算定要領も変わってきているものの、物価の上昇に合わせて上げることができない。例えばバリアフリー料金制度のように安全対策料金の加算など、別立てで何か考えていただくことを求めている。

今回の政局の変化は、鉄道予算を大きく変えることができるチャンスである。現在鉄道予算は1000 億円、道路予算の17 分の1だ。人流の3 割は我々鉄道が運んでいるにもかかわらず、極めて少ない予算といえる。これは政治主導でなければ変えることはできない。整備新幹線も与党 PT の専決事項となっており、しっかりと整備が進むようお願いしたい。

○織田副議長(交通労連)

物流については2024 年問題があった通り、人が足りないという状況が続いている。運賃を上げていかなければならないという状況の中で、どういった現象が起きているかというところ、荷物が従来から比べてもあまり増えていないという現象がある。63,000 社のトラック事業者がこれから運賃を上げていきたいという状況であるが、物量が少ないので、市場の原理として、運賃の値下げに走って物量を確保するといった動きが出てきている。

業界としては、運賃を上げなければならない認識はあるものの、事業を維持するために物量を確保して、収益を上げるという方向に今向きつつあるということはぜひご理解をいただきたい。やはり運賃値下げに歯止め、これ以上値下げをしてはいけないというよう政策があれば、事業者にとっても運賃を上げやすいと考えている。

現状、物流事業者の収益が非常に悪い。悪いので賃上げできるような状況にはない。ところがやはり人手を確保しなければならないので、賃上げが必要だという状況の中で、どういう落としどころ、会社との交渉の折り合いをつけるかというところが、現状であり、ぜひ運賃面でサポートをよろしくお願いしたい。

### ○櫻田副議長(サービス連合)

今、インバウンドが好調ということもあり、人手不足というのは喫緊の課題だ。加えて労働集約型産業でもあり、人への投資は大変重要である。春季生活闘争の中で人への投資を行い、業績に繋げていくという好循環を作っていくにはいかないといけない。一方で、コロナ禍における負債や借入金の返済の問題がある。24 春闘では社会の流れもあり、無理をしてでも賃上げを行ってきたところがあったことから、25 春闘の交渉は厳しいかもしれないが、人材を流出させないためにも精一杯頑張っていく所存だ。

そのためには旅行業において、運賃・料金の値上げをしっかりと行っていかなくてはならない。日本全体での意識の共有というか、相互に必要性を理解していくことも必要だ。



福田副議長  
(自治労・都市交評)



山口副議長(JR総連)



福山 参議院議員

### ○福田副議長(自治労・都市交評)

都市交通においても人手不足は厳しい。地方自治体が運行しているからそれでよいのではとよく言われることがあるが、それは採用が非正規で、市の職員の扱いになっていないところが大多数であるということ。きつい仕事・安い給料・かつ非正規となると人は集まらないということを考えていただきたい。

バス運転手は朝が早いので、営業所の近くに住んでいるということが前提となっていて、市バスで働いているワーキングプアというのが未だに続いているこの状態の根底は、やはり新自由主義、官から民への流れがいまだに市議会で意識されているということ。国の方からも働きかけていただき、しっかりと雇用するというを前提に処遇改善をしていただきたい。

### ○山口副議長(JR総連)

JR の中でも民営化を達成している本州 3 社と北海道・四国の2島会社プラス貨物会社との企業間格差が歴然と存在をしている。

賃上げは短期的な課題と中長期的な課題に分けられると考えられ、特に短期的な課題で言うと、貨物の運賃収入の問題において、正規運賃があるにもかかわらず、残念ながらこれまでダンピングを行ってきた歴史がある。他の輸送モードとの競争になるので、安い方を選ぶと、一度下げた値段を上げられない。これは価格転嫁の話であるが、そういう問題が発生している。一方、団体交渉の中で、会社が常々口にするのは、賃上げというのは単年度で上げたとしても、一度基本給が上がれば、それはずっと会社としては社員へ払い続けなければならない。だから短期的課題ではなく中長期の課題だと。

そこに立ちほだかるのが、貨物会社が発足したときに約束したアポイダブルコストルールや貨物調整金の見直し時期が近付いていることだ。両制度を現行通り保っていないと、残

念ながら貨物会社の経営が打撃を受けてしまう。我々も時々の課題と、それから将来的な課題に分けて、闘っていくが、ぜひ先生方にもご理解をいただきたい。

○溝上副議長(全自交労連)

先ほど燃料高騰の話があったが、LP ガスは国交省が同様の補助をいただいている。企業体力がない地方の会社ほど、燃油問題は大きく降りかかってくる。古い車はリッター5 km 程度だが、JapanTaxi はリッター11~12km で走れるので先生方の力でしっかり新しい車が入るような、そういった制度を作っていただきたい。

最後に福山哲郎議員より、「率直に感想を申し上げますと本当にコロナでそれぞれのモードが大変苦労した後、今度は需要増と人材不足が明らかになって、環境の変化が激しい。その中でも特にライドシェアの問題について言えば、交運労協の皆様が本当に息長く力強く運動していただいたおかげで、国土交通省の対応は非常にこっち側も向いてくれているということ個人的に実感をしている。日本版ライドシェアなどは与党のライドシェア推進派の新自由主義派の人たちの声を抑えながら、一方で聞かざるを得ないからと国交省が知恵を出していただいた状況が非常によく見て取れる。特に人員不足は、国交省自身も、国民の移動を何とか確保しなきゃいけないけれども、人が足りなければどうしようもないという実態を見ながら、我々のほうを向いていただいている。本当に皆さんのそれぞれの活動のおかげだと思っている。一方で少し気になるのは、国民にストレスが溜まってる分だけカスハラが増えている、それから賃上げも物価が上がっている、一般国民の皆さんの生活がままならなくなっている状況がある。そして、産業内で人員不足の限られたパイを取り合いしているような状況がやっぱり見受けられるので、その対策を今後どうしていくのかという課題が出てくるが、このように協働して問題意識を共有していただいていることを受け止め、取り組んでいく所存だ」との閉会の挨拶がされ、総会を終了した。

【別紙】 交運労協 政策推進議員懇談会 名簿

以上

## 交運労協2025年政策推進議員懇談会役員体制

役 職	氏 名	政党名	選 挙 区	連 絡 先
会 長	近 藤 昭 一	立憲民主党	愛知3区	TEL 3508-7402
副 会 長	泉 健 太	立憲民主党	京都3区	TEL 3508-7005
副 会 長	伴 野 豊	立憲民主党	愛知8区	TEL 3508-7019
副 会 長	辻 元 清 美	立憲民主党	参議院比例	TEL 6550-0613
事 務 局 長	森 屋 隆	立憲民主党	参議院比例	TEL 6550-1211
事 務 局 次 長	松 田 功	立憲民主党	比例東海	TEL 3508-7443
幹 事	道 下 大 樹	立憲民主党	北海道1区	TEL 3508-7516
幹 事	逢 坂 誠 二	立憲民主党	北海道8区	TEL 3508-7517
幹 事	荒 井 優	立憲民主党	北海道3区	TEL 3508-7602
幹 事	小宮山 泰子	立憲民主党	埼玉7区	TEL 3508-7184
幹 事	山 花 郁 夫	立憲民主党	東京22区	TEL 3508-7706
幹 事	奥 野 総一郎	立憲民主党	千葉9区	TEL 3508-7256
幹 事	中 谷 一 馬	立憲民主党	神奈川7区	TEL 3508-7310
幹 事	古 川 元 久	国民民主党	愛知2区	TEL 3508-7078
幹 事	津 村 啓 介	立憲民主党	比例中国	TEL 3508-7710
幹 事	城 井 崇	立憲民主党	福岡10区	TEL 3508-7389
幹 事	大 串 博 志	立憲民主党	佐賀2区	TEL 3508-7335
幹 事	渡 辺 創	立憲民主党	宮崎1区	TEL 3508-7086
幹 事	吉 川 元	立憲民主党	比例九州	TEL 3508-7056
幹 事	牧 山 ひろえ	立憲民主党	参議院神奈川	TEL 6550-1007
幹 事	森 本 真 治	立憲民主党	参議院広島	TEL 6550-0311
幹 事	小 沢 雅 仁	立憲民主党	参議院比例	TEL 6550-1119
幹 事	岸 真紀子	立憲民主党	参議院比例	TEL 6550-0611
幹 事	鬼 木 まこと	立憲民主党	参議院比例	TEL 6550-0511
幹 事	し ば 慎 一	立憲民主党	参議院比例	TEL 6550-1009
幹 事	福 島 みずほ	社会民主党	参議院比例	TEL 6550-1111
顧 問	海江田 万里	立憲民主党	比例東京	TEL 3508-7316
顧 問	福 山 哲 郎	立憲民主党	参議院京都	TEL 6550-0808